

京築地区水道企業団最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京築地区水道企業団が発注する建設工事及び業務委託に関する一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）を執行するにあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（同令第167条の13により準用する場合を含む。）及び京築地区水道企業団契約に関する規程（平成4年規程第14号）第16条の規定に基づき、最低制限価格の設定に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる建設工事及び業務委託)

第2条 最低制限価格を設定する対象は、競争入札に付した建設工事及び業務委託とする。

(最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格の設定において、建設工事に係るものは次の計算式により算定するものとする。（算出された価格の千円未満は切り捨てるものとする。）

直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費×68%の計算式の算定額に消費税相当額を加えた額

ただし、最低制限価格が予定価格の75%相当額を下回る場合は75%相当額、予定価格の92%を上回る場合は、92%相当額を最低制限価格とする。

2 特別なものについては、前項にかかわらず、契約ごとに75%から92%までの範囲内で企業長の定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

3 最低制限価格の設定において、業務委託に係るものについては、下表による業種区分ごとに①から④までに掲げる欄の金額の合計額に消費税相当額を加えた額とする。ただし、測量業務に係る契約については、その割合が82%を超える場合にあっては82%と、60%に満たない場合にあっては60%とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、その割合が80%を超える場合にあっては80%と、60%に満たない場合にあっては60%とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が85%を超える場合にあっては85%と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。（算出された価格の千円未満は切り捨てるものとする。）

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に48%を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に60%を乗じて得た額	諸経費の額に60%を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に90%を乗じて得た額	一般管理費等の額に48%を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に90%を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に80%を乗じて得た額	諸経費の額に48%を乗じて得た額

補償関係コンサル タント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 90%を乗じて得 た額	一般管理費等の額 に45%を乗じて 得た額
-------------------	---------	--------	----------------------------	-----------------------------

4 特別なものについては、前項にかかわらず、契約ごとに60%から80%まで（測量業務にあつては60%から82%まで、地質調査業務にあつては3分の2から85%まで）の範囲内で企業長の定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

（最低制限価格の周知）

第4条 最低制限価格を設定した場合において、入札に参加しようとする者に対し、当該契約に関し、最低制限価格の設定の有無を周知する。

（落札者の決定）

第5条 最低制限価格を下回る価格による入札者がいる場合は、当該入札者は失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ最低制限価格以上の価格をもって入札者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（不調時の措置）

第6条 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札者がいないときは、改めて競争入札（随意契約を含む。）に付する。

（最低制限価格制度の対象外）

第7条 最低制限価格を設定することが適切でないとき企業長が認めるときは、これを設定しないことができる。

（最低制限価格の公表）

第8条 最低制限価格は、落札者が決定した後、速やかに公表するものとする。

2 最低制限価格を設定した場合において、適切と判断する場合は、その価格を事前に公表することができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は企業長が別に定めるものとする。

附則

（施行期日）

1 この要綱は平成28年8月5日から施行する。

（施行期日）

1 この要綱は令和2年6月22日から施行する。

（施行期日）

1 この要綱は令和5年4月24日から施行する。